

告 示

埼玉県告示第六百八十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により富士見市から富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

令和八年十月九日

埼玉県知事 大野 元 裕